

## 世田谷区立総合福祉センター条例を廃止する条例について

### (付議の要旨)

区立総合福祉センターについては、平成30年度末に廃止するため世田谷区立総合福祉センター条例(昭和63年11月条例第36号)を廃止する。

### 1 主旨

梅ヶ丘拠点整備事業に伴い区立総合福祉センターについては、その機能や業務を整理し平成30年度末をもって廃止することとしている。現在実施している障害者相談事業など事業の一部については区立保健センターへ移行し実施するため、世田谷区立保健センター条例一部改正の提案にあわせて世田谷区立総合福祉センター条例を廃止する条例を平成29年第4回区議会定例会に提案する。

### 2 条例案

別紙1のとおり

### 3 施行予定日

平成31年4月1日

### 4 総合福祉センター廃止に伴う事業移行について

総合福祉センター廃止に伴う事業移行については、区と総合福祉センターが梅ヶ丘拠点施設民間施設棟運営事業者と調整を図りながら「総合福祉センター個別事業移行計画」を策定し、円滑な移行を図ることとしている。この間、利用者や関係団体等に対し事業移行に係る説明と意見交換を重ねて実施しており、今後も引き続き丁寧な対応に努める。

事業移行の詳細は別紙2「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(素案)」(平成29年9月6日福祉保健常任委員会報告資料)のとおり。

なお、総合福祉センター機能のうち、梅ヶ丘拠点民間棟に移転しない相談事業等については、梅ヶ丘拠点施設区複合棟が完成するまでの平成31年度に限り、北沢保健福祉センター後を活用して事業を実施する。

### 5 今後のスケジュール(予定)

平成29年11月

福祉保健常任委員会「総合福祉センター条例を廃止する条例」報告

第4回区議会定例会に「総合福祉センター条例を廃止する条例」提案

平成30年 1月

政策会議「個別事業移行計画(案)」

2月

福祉保健常任委員会「個別事業移行計画(案)」報告  
利用者、関係団体等への説明会

	保健センター次期指定管理者の選定
3月	「個別事業移行計画」策定
平成31年 3月末	総合福祉センター廃止
4月	保健センター次期指定管理者による管理運営開始
	梅ヶ丘拠点施設民間施設棟開設
平成32年度	梅ヶ丘拠点施設区複合棟開設、保健センター移転

<参考>平成29年度 総合福祉センター利用者、関係団体への説明会の実施状況

日程	開催内容	参加人数、団体
6月29日(木)	障害者団体連絡協議会(臨時会) 「総合福祉センターの団体活動支援機能等の検討状況 について【検討素案】」	16団体
8月10日(木)	総合福祉センター改修に向けた水治療法室利用者 等との意見交換会	23名
9月28日(木)	総合福祉センター個別事業移行計画説明会	33名
10月11日(水)	総合福祉センター個別事業移行計画説明会	23名
10月12日(木)	障害者団体連絡協議会(役員会) 総合福祉センター個別事業移行計画説明会 (今後も必要に応じて各団体へ個別説明する旨、報告)	4団体

【主なご意見】

- 水治療法室や団体活動スペースの機能が、総合福祉センター後利用施設に残ることについて評価する。
- 総合福祉センター後利用施設に整備される団体活動スペース、水活動室の利用申込について、現行どおりの利用しやすい申込方法にしてほしい。
- 保健センターに移行する事業について、平成32年度に区複合棟が完成するまでの間の事業実施場所について早く決めてほしい。
- 総合福祉センターから民間施設棟(障害者支援施設)に移行する事業について、現在と同等の質を確保してほしい。
- 総合福祉センターの改修にあたって、障害者用トイレ、音声案内など現在の設備を引き続き活用してほしい。